

平成 30 年度第 3 回神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会 議事録

日時：平成 31 年 1 月 23 日（水）9 時 45 分から 11 時 45 分

場所：横浜市開港記念会館 7 号室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 審議事項
 - (1) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の改定案について
- 4 報告事項
 - (1) 企業経営の未病改善の取組について
 - (2) 働き方改革の手引について

1 開会

（事務局より、開会及び審議会の成立を報告）

2 あいさつ

（中小企業支援課長よりあいさつ）

3 審議事項

- (1) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の改定案について

○三村会長

それでは、第 3 回神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の審議を開始したいと思います。まず、次第にありますように、3 の審議事項(1) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の改定案について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局（中小企業支援課）

（事務局より、審議事項(1)について、資料 1－1 から資料 1－3 を用いて説明）

○三村会長

はい、ありがとうございました。それでは今のご説明に関しまして、委員の皆様から意見や質問等ございましたら伺いたいと思います。委員全員に発言をいただきますが、ある程度質問や意見がまとまった段階で、県の方でお答えいただきながら進めていきたいと思います。

まず、資料 1－2 の 49 ページの扱いについて、先に委員の皆様のご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。趣旨としては、確定した数値が書けないので、「2016（平成 28）年度の県内雇用者数を維持する」との表現に変えるとのこと。よろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

はい、それでは資料 1－2 の 49 ページにある大柱 6 の【2025 年度までの施策目標】については、具体的な数値を入れず、「2016（平成 28）年度の県内雇用者数を維持する」との表現に変

更いたします。

それでは、その他全体について、皆様からのご意見をお伺いします。一人ずつ手を挙げていただいてもよろしいのですが、全員に意見をお伺いしますので、順番に指ささせていただきたいと思います。

それでは森委員から、何かございましたらお願いいたします。

○森委員

はい。気になったのが、資料1-2の49ページの「中柱1 働き方改革の促進」のところで、「働く女性を対象にした個別カウンセリング等を行うことにより」とありますが、今の世の中の流れとして、育児を頑張っているご夫婦や、女性ではなくご主人という立場も含まれるでしょうし、他にも介護のためお休みを取っている働き盛りの方もいると思うので、女性だけを対象にするのではなく、他の視点を盛り込んでもいいかと思いました。

○三村会長

今の意見ですが、改定案では女性に対する施策を想定しているけれども、対象を女性に限定していいのかとのことです。後ほど、県の方からお答えをお願いいたします。

それでは星野委員お願いいたします。

○星野委員

全体像が見えていない中で聞くのですが、例えば新たに取り組む支援内容として働き方改革があり、それと並行するかと思います。他にもITとかIoTとか、そういった支援施策を盛り込んだ方が、よりリアルな形で中小企業の目指す姿が明確になるのではないかと思います。

また、たいてい施策というのは堅い言葉で書かれていますが、もう少し市民にも分かるような内容にするといいかと思いました。

○三村会長

働き方改革にしてもカウンセリングという言葉だけでなく、そのカウンセリングの内容がよくわかるといいですね。こちらについても後ほど県の方からお答えいただきます。

それでは高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員

こういった計画の中ですべてを県民の皆様にお伝えするのは難しく、今回追加資料等含め、だいぶ分かりやすく伝えるよう工夫をされているかと思います。

先ほど働き方改革の話もありましたが、今、現場では労働者不足が深刻で、どうすればいいかとの相談も多く、施策だけで対応できない部分もあります。この計画の大柱や中柱についても、案の中に盛り込みきれない部分もあるかと思います。現場での実践を意識して、より使い勝手の良い施策になるよう工夫していただけたらと思います。

また、大柱が6つあり、それぞれ個別にKPIを設定されていますが、それぞれを連携させ、より現場での実行力のある施策にしていくよう、今後意識をされるといいかと思いました。

○三村会長

ありがとうございました。

施策毎の中柱になると、内容がより具体的に、それぞれ個別のテーマになっていますが、高

橋委員が非常に重点化されているのは、人手不足や人材の問題でしょうか。

○高橋委員

企業により産業や規模の違いもありますが、殆どの中規模企業・小規模企業において労働者不足や最低賃金の問題が喫緊の課題となっています。

○三村会長

はい、ではその点も踏まえて、後ほど県から回答をお願いいたします。
それでは添野委員いかがでしょうか。

○添野委員

基本的な質問をいくつかさせていただきます。まず、県民経済計算を基にKPIを算出されているかと思いますが、基準年はいつに設定されているのでしょうか。

○事務局（中小企業支援課）

直近の実績を踏まえて、2025年度の実績が出た段階で、比較するイメージで考えております。例えば、この計画は2019年度から始まりますので、大柱1であれば、2018年度の実績から2025年度の実績までどれくらい伸びているかを見るイメージです。

○添野委員

分かりました。まだ随分と先の話なので分からないとは思いますが、例えば資料1-2の13ページの大柱1の【2025年度までの施策目標】として、「県内総生産（付加価値額）を7%以上向上させる」とありますが、これは2025年度までの県のマクロ経済環境をどう捉えた上で7%の数値を設定しているのか、そこをところを説明できるようにしておく必要があるかと思いました。

あともう一つ、KPIの算出に県内雇用者数や県内総生産といった、県民経済計算の数値を用いているかと思いますが、相互の数値が整合しているかどうか気になりました。相互の数値の整合性を確認する必要があるかと思います。

○三村会長

ありがとうございました。今のご意見は、県のマクロ経済の動向をどう見ていくかということと、目標点と成長点の維持について、その判断とそれらの整合性が取れるのかとのことでした。

ここで一旦、県の方からお答えをお願いいたします。ここまで、森委員と星野委員から働き方改革の視点について、高橋委員から全体の施策の連携について、添野委員から県のマクロ経済の動向とKPIの数値の設定方法についてご意見がありました。

○事務局（労政福祉課）

働き方改革について、お答えする前に一点確認をさせていただきたいのですが、働く女性を対象にした個別カウンセリングのところでご意見いただきましたが、これは、働く女性の位置づけを詳しくした方がいいとの認識でよいでしょうか。

○三村会長

まずは支援対象を女性として、それから女性だけでなく、その他の対象へ支援を拡げていくような施策体制にするとのことではないでしょうか。

○森委員

この部分については、これまでの審議の中でも気になっていたのが先のようなコメントをさせていただきます。県として、まずは女性を対象とした支援に注力していく方針を持たれているのであれば、これから次のステップとして、ご夫婦や子育てをしている方やご主人といった多様性のある対象を検討する余地もあるかと思えます。

○事務局（労政福祉課）

ありがとうございます。働き方改革の推進については、県の方で特に対象を女性に特化しているわけではありません。ただ、M字カーブと言われている、子育て期の女性の就業率が神奈川県は全国で最も低いので、まずはそこに重点的に取り組みたいと思っています。ただ、主旨としましては、当然、育児・介護ともに男性の協力が必要になってきますので、働き方改革の促進については、特に女性だけをターゲットにしているわけではないことをご認識いただければと思います。

○三村会長

ありがとうございます。今の説明で問題意識が明確になったかと思えます。

その他、カウンセリング内容についてご質問がありましたので、お願いいたします。単にカウンセリングというだけでなく、どういった内容・方法であるかをご説明いただけますか。

○事務局（労政福祉課）

カウンセリングの内容ですが、基本的に個別に対応をしております。例えば、働きながら子育てをされている方や、子育てを理由に仕事を辞めたけれど復帰したい方など、それぞれ個別に悩みを抱えていますので、各人の制約等を考慮した上で、個別具体に対応策を提示し、就業につなげていきたいと思っております。

○三村会長

ありがとうございます。全体の施策の連携性については、最後のところに関係しますので、後ほど回答をお願いいたします。

それでは、添野委員から質問のありました、成長と維持、それからマクロ経済の動向について、お答えいただけますか。

○事務局（中小企業支援課）

はい。添野委員のご指摘は、我々としてもその通りだと考えておまして、突き詰めていくと本当に整合性が取れているのか、もう少し考えないといけないと思っております。ただ、県の施策の効果を具体的に判定するにはどのような指標があるのか、また、なるべく早く把握できる指標は何かという視点で考えた中で、統計資料として早く取れるものが県民経済計算ではないかとの考えの下、設定をさせていただいています。他にも経済センサスや労働力調査といったものもありますが、なるべく同じ統計の中から数値を拾っていくのがいいかと考えております。

○三村会長

それぞれの分野で判断も変わってきますので、この話についてはまた後ほどにしましょう。
続きまして、澤田委員、お願いいたします。

○澤田委員

はい。全体を拝見しまして、結構まとまっているとの印象を受けました。

一点質問なのですが、計画の期間を7年間としていて、これは開業率の最終目標を2025年度に据えるために7年間に設定するとのことですが、7年間は少し長いのではないかと思います。7年も経てば世の中がどう変遷しているか想像もつかないし、途中の段階で何らかの見直しをする必要があるかと思います。特に、先ほど話に出ていた「県内総生産（付加価値額）を7%以上向上させる」という施策目標について、7%よりもっと高い数値になっているのではないかと思いますし、こういった数値目標が適切なのかどうかも含め、7年間という期間について考えていただければと思います。以上です。

○三村会長

ありがとうございました。
それでは坂倉委員どうぞ。

○坂倉委員

皆さんが発言し終わったあと、最後に発言させてください。

○三村会長

分かりました。
それでは金子委員どうですか。

○金子委員

はい。働き方改革に関してですが、来年度から有給休暇を5日間必ず取らせないといけないことに汲々とされている事業者の方が非常に多いです。長時間労働の是正ということになると、本当に工夫が必要になると思います。

資料1-2の49ページで、働き方改革セミナー・相談会の参加企業数を一つのKPIとされているのですが、この指標だと、2020年から長時間労働是正を実施していくのに、それによってどういう成果が出ていくかといった、そのあとの成果の追いかけ方が見えない感じがしました。例えば、残業時間がどれくらいだったか、セミナーを行うことでそのあと残業時間にどういう変化があったかということ7年間で設定されるのが望ましいのではないかと思います。

○三村会長

成果の設定の仕方がどうなのかとのことですね。ありがとうございました。
それでは金井委員お願いいたします。

○金井委員

はい。働き方改革に関して先ほどから色々と挙げられていますが、働き方改革という、響きの、推進すればいいと受け止められている方が多いのですが、実際は法律に係る問題ですので、企業倫理的に、法律に則っていただかないと法令違反になることを認識してもらわないといけません。ただ、これまでも働いている人も認識しておらず、そもそも法律すら知らないこ

とが多いので、この書き方で足りるのか心配に思いました。
改正される法律の対応なども、これは県か労働局か分かりませんが、少し書き足してもいいのかなと思いました。

あともう一つ、資料1-2の52ページになりますが、最近話題になっている外国人材の就業支援について、改正された法律にも言及しながら、色々と技術支援等の記載がありますが、この制度を見ますと、最終的には永住を視野に入れているようなので、技術的な支援はもちろんのこと、中小企業とは直接関係ないですが、生活支援や、また、家族（子ども）も連れてくることになると思うので子育てや教育の問題とか、そういった事柄に関するコメントも記載してもいいかと思いました。以上です。

○三村会長

はい、ありがとうございました。

それではここで一旦止めたいと思います。澤田委員からのご質問は中長期的な視点に関することでしたが、これは最後に改めて回答をお願いしたいと思います。

それから働き方改革について、改めてご質問がございました。金子委員から目標数値と成果が結び付いているのか、金井委員から法律改正にあたっての周知の課題、そして外国人材の就業支援についてももう少し記載を加えてもいいのではとのご指摘がありました。それではこれらについて、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（労政福祉課）

働き方改革の関係ですが、関連法の施行時期が明確になりまして、いつまでに何をやらねばならないかが順次決まっております。その中で県として出来ることとして一番大事なのが、まず中小企業の方に働き方改革に着手していただくことだと思っています。後ほど説明の時間があると思いますが、県では、お手元にある、働き方改革の手引（資料3）といったものを作成しまして、これを企業に個別配布していく予定です。こうしたところで、まず制度の周知や具体的な取組内容、また、取り組むにあたって活用できる助成金などを知ってもらい、着手を促します。県としてはこういった方針でおりますが、この周知については今年度中に実施するものですので、特に計画の中に記載はしておりません。

それから、成果をどう指標として表すかについて、これは難しい問題なのですが、長時間労働の是正だけが働き方改革ではないので、なかなか個別のテーマに絞った形で成果を見ていくのは難しいところがあります。そこで、実際に県が出来ることとしては、出来るだけ多くの企業にこういった取組を進めるよう普及・啓発を図ることなので、セミナーや相談会の参加企業数を指標として設定させていただきました。

○三村会長

ありがとうございました。

それでは柏木委員お願いいたします。

○柏木委員

働き方改革と言っても、零細企業からは、何をどのように改革していったらいいか分からないとの声を聞きますので、先ほどお話のあった働き方改革の手引（資料3）といった冊子を配るなど、末端の企業にまで情報が伝わるようにしてほしいと思いました。

○三村会長

ありがとうございました。
それでは石原委員どうでしょうか。

○石原委員

はい。資料1-2の49ページの大柱6の【2025年度までの施策目標】について、先ほど、県民経済計算の数値は改定のたびに変動するため、具体的な数値を記載する代わりに「2016年度の県内雇用者数」といった表現に変えるとの話がありましたが、実際にこの計画中のKPIを算出するにあたり、2015年度の県内雇用者数である330万（人）を基礎数値として用いているとのことなので、計画策定時の直近数値であるこの330万という数値は記載をした方がいいのではないかと思います。

あとは形式的なことですが、資料1-2の51ページのKPIの表の直下の文章について、「女性、若年者、高齢者、障がい者、外国人材」の順に記載がありますが、それがその下の【主な取組】では若年者、高齢者、女性、障がい者、外国人材と順番が入れ替わっており、この並びには何か意味があるのでしょうか。

○事務局（中小企業支援課）

特に意味はありませんので、順番を合わせるよう修正いたします。

○三村会長

それでは佐々委員お願いいたします。

○佐々副会長

今まで皆さんからこうした方が良いのではとの指摘は沢山ありましたので、私からは指摘ではなく、計画全体を拝見し、感じたことを二点ほどお伝えします。

まず一点目として、この計画では次の時代に向けた新しい成長産業を創出していく、そのために技術開発支援や人材確保支援をしていく、といったことが前面に押し出されています。確かに、新たな成長産業を創出していくのも非常に大事なことなのですが、同時に、今ビジネスで大きな問題になっているのが、「売れない」ことです。今は、売ることが難しい時代になりました。実は、技術開発支援体制に関して言えば、まだまだ発展の余地があるとは言え、日本におけるそれは2,30年前に比べれば非常に充実してきています。

一方で、売ることについて、近年ICTの発達により売り方は劇的に変化したが、中小企業はそれに付いていけないので、追い付けるよう支援をすることが非常に大事だと思います。

今回の計画の大柱3「生産性の向上を図る攻めの経営の促進」の中にも、販路開拓支援などに関する部分がありますが、この辺りが非常に重要になってくるかと感じました。ここをどう強化していくか、開発したものを売れるようにしていくには地域ぐるみでどう支援をしていくか、を考える必要があると思いました。

もう一点は、人材の確保・育成について、我々が現場で感じていることですが、県内の高校・大学などの優秀な人材を、県産業の活性化に活かせないかということです。このことは何十年も考えてきたのですが、未だにいい方法が見つかっていません。私は職業柄、魅力的な企業が

県内に多数あることを理解していますが、現実、学生たちにはこのことが全く伝わっていないです。結局彼らは名の知れた企業など、そういった判断基準で自分の就職先を決めているので、その部分は非常にもったいないと兼ねてから思っています。

そういった背景からも、産学官で連携し、優秀な人材を県内につなぎ止めておくことに本格的に取り組んでいくといいかと思いました。

○三村会長

ありがとうございました。その他のところはまたあとでご報告等もあるかと思いますが、ひとまず、魅力的な企業をどう紹介していくかについて、これに近い柱はこの計画の中にありますか。

○佐々副会長

一つだけこれに関連するものがありました。資料1-2の30ページの大柱3「生産性の向上を図る攻めの経営の促進」です。ここに販路開拓支援等の記載がありますが、内容としては従来通りの展示会への出展支援等となっており、今はそもそもICTの影響で売り方そのものが変わってきているため、この変化の部分を取り上げていただければと思います。

○三村会長

ありがとうございます。このことについては、後ほど事務局からご回答いただきましょう。それでは坂倉委員どうでしょうか。

○坂倉委員

はい。前にもお話をしましたが、資料1-2の42ページに記載のある神奈川県伝統工芸品について、現状、伝統工芸品があまり評価されていないことを申し上げておきます。例えば、人間国宝が日本中で115人選ばれているのに、神奈川県からは1人しか選ばれていません。出来るだけ、地場の産業の中からそういう人たちを育てていく支援体制を構築していく必要があるのではないかと以前も申し上げましたが、ぜひ計画の中にも取り入れていただきたいと思えます。

他にも、資料1-2の42ページの中柱1の【主な取組】に代表的な3つの取組の記載がありますが、観光面から考えると、神奈川県工芸品や特産物など、土産物として持ち帰っていただけるものをいくつか県で取りまとめて、横浜駅にそれを売るお土産センターを創るなどして、産業育成に取り組んでいただければと思います。例えば、金沢駅などでは立派なお土産屋が揃っており、金沢の名産品や特産品が何であるか分かるようになっているので、非常にいいと思えます。

それから、働き方改革の問題について、私は建設関係の仕事をしていますが、どうも国の考え方と建設業界の人間の考え方は釣り合っていない感じがします。

建設業界というのはピラミッド型になっており、スーパーゼネコンの下にサブコンが附帯する形で一つの工事を施工しているのですが、国土交通省では社会保険の未加入対策を3年前から積極的に行っており、そのための費用を積算単価に上乗せしています。また、働き方改革では残業時間を少なくしたり、月ごとの有給休暇を今まで以上にしっかり取得するよう推奨したりしていますが、それら全ては価格に影響します。そして現在、価格を改正する3、4年前に比べて価格が5割ほど上がっています。ところが、スーパーゼネコンが値上がり後の価格をきちんと支払っていないことが発覚し、そのためサブコンまでお金が回っていないのが実状です。

ましてや、神奈川県も含めた地方自治体は、国の定めた価格（5割増しの価格）を採用していません。こういったことに関して、国も県も市も同じ方向性で行かないと、働き方改革は成功しないのではないかと心配しております。

最後に、外国人労働者について、日本人と外国人の待遇に差があるので、外国人にも日本人と同じ給与を支払えとマスコミは言いますが、外国人の仕事内容については何も言及をしていません。実は建設業界においては、外国人労働者の生産性は日本人のその半分にも達していません。したがって、同じ給与を支払えば、企業は赤字になってしまいます。もう少し実態を把握した上で、こういったことを決めていかないと、仕組み自体が崩壊するのではないかと心配しております。県は、県の中でそういった仕組みが上手く機能していくように、役所としての役割をしっかり果たしていただくよう、お願いいたします。

○三村会長

ありがとうございました。それでは、今4名の委員からご意見がありましたが、最初に石原委員よりご指摘のありました、資料1-2の49ページの【2025年度までの施策目標】の県内雇用者数について、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（中小企業支援課）

今ご提案いただいたのは、県内雇用者数について、2016年度の数値を用いるのか、それとも2015年度の数値を用いるのか、とのことでよろしいでしょうか。

確かに、この計画を策定している段階で、その他のKPIなどに2015年度の県内雇用者数330万（人）という数値を用いていますが、懸念しているのは、今後、直近のデータが出た際に、330万ではない直近の数値が分かっているのに、それよりも低い330万という数値を施策目標として掲げてもいいのかどうかということです。

○三村会長

ありがとうございました。それでは、他にもいくつかご質問がありましたが、大きなところはまた後ほどまとめてご回答いただくということで、まずは柏木委員から働き方改革の周知・普及啓発の工夫について、次に佐々委員からICT導入にあたっての、市場改革に伴う支援の必要性について、最後に坂倉委員から伝統工芸品についてのご質問がございました。坂倉委員からは、働き方改革について、特に建設業界が抱えている具体的な問題に対して、県の方で何か対応策があるかどうかのご質問もありましたので、県の方からご回答をお願いいたします。

○事務局（労政福祉課）

働き方改革の周知・普及啓発について、県では、まず先ほども説明しました働き方改革の手引（資料3）を作成し、これを商工会・商工会議所を通すなどして個別に企業へ配布させていただくことを考えております。

他にも、働き方改革推進支援センターという国の組織と連携し、県内数十ヶ所で個別のセミナーを開催する、あるいは、実際に取組を進める中で具体的にどうすればいいか分からない企業に対して個別の相談会を設ける、といった形で既に今年度から取り組んでおりますが、来年度はさらにそれを充実させる方向で普及啓発を進めていければと思います。

○三村会長

ありがとうございました。

○事務局（中小企業支援課）

はい。それでは事務局から、その他いくつかのご質問にお答えいたします。

まずは佐々委員からご指摘のありました、今のビジネスの問題は売ることであり、そのツールであるICTを通じた販売支援が出来ないかという話についてです。これについては、頭出しの意味合いで、各施策に販売促進が重要である旨盛り込んでおります。また、具体的な施策としては、現在計画の中に企業経営の未病改善の項目を挙げており、この中では販売促進が一番大きなテーマとなっており、それに対して販路開拓のためのインセンティブを作りましょう、との方針の下、現在個別の事業を考えているところでございます。

その中の一つとして、専門家派遣を何に使うかという議論がございまして、IoTやICTといった生産性革命のツールと考えられているものを、生産性向上だけではなく、販路開拓にも同様の機器を導入して進めていくとの認識と、そのための支援が必要であるとの話になっております。これは、現在の計画より下のレベルの個別事業として位置づけようと思っております。

ただ、そのような個別事業の中で一つだけ計画で頭出しをしているのが、これは非常に抽象的な表現になっていますが、資料1-2の32ページの④キャッシュレス化の推進です。販路開拓の際には情報機器や、それらを利用した様々な販売方法が必要になってきますので、県では全庁を挙げ、これをどのような方法で推進していくかを検討しています。検討した結果、個別の対策がぶら下がってくる形になります。

ここまでをまとめると、大きな話になりますが、現段階では販路開拓に必要な機器の導入は明示されていない構造になっております。ご意見として、それを頭出しした方が良いとのことであれば、また受け止めさせていただきたいと思っております。

次に、坂倉委員からご指摘のあった伝統工芸品について、個別事業において、販路開拓・後継者育成に力を入れていきます。県が主体となった特産品の販売については、かながわ屋をリニューアルして販売促進に取り組んでいる事例について、観光企画課から報告をお願いいたします。

○事務局（観光企画課）

資料1-2の45ページに記載のある【主な取組】の②戦略的プロモーションの推進をご覧ください。この項目の上から7行目「アンテナショップを拠点に」とありますが、去年の7月に県のアンテナショップである「かながわ屋」がそごう横浜店の地下2階大食品館に移転し、県内の伝統工芸品、農林水産加工食品などを中心とした県産品の情報発信・PRの場となっております。

それから、同項目の続きに「新たな『かながわの名産100選』」とありますが、これについては、今約10年ぶりに100選の見直しをしているところで、ご指摘のとおり、インバウンドの増加といった視点も盛り込みながら、今年3月までに新たな100選を決定するところです。ラグビーワールドカップや東京オリンピックも迫っておりますし、インバウンドなど観光面での視点を持ちながら、物産展等で「かながわの名産100選」をPRするなどして、県産品の情報発信を強化していければと思います。

○事務局（中小企業支援課）

もう一点、建設業界の実態を反映した県としての対策についてご意見をいただきましたが、このところは計画というより、県として今後、業界の要望を受け止めていくといった仕組み

の中で、実態を検討していくことになるかと思えます。今この場でどうするとは申し上げられない状況ですが、ご意見はしっかりと受け止めさせていただきます。

確かに、建設業に関わりなく、価格転嫁対策を促進するとの意味では、下請け工場の価格転嫁対策について、神奈川産業振興センターの方で支援をしていただいています。全ての業種がカバーできておらず、また、下請けの概念は製造業が中心で、商店になると対応がしにくいといった問題もありますので、この辺は課題として受け止めていきたいと思えます。

○坂倉委員

ありがとうございます。そのような形で取り組んでいただければと思えます。

それから、これは国が推進していることではありますが、働き方改革の手引（資料3）について、様々な取組をした上で、最終的には生産性の向上を目指すとのことですが、これは例えば、賃金が1割上がったから生産性も1割向上するので、企業はその分を負担しなさいと言っているのと同じようなイメージです。

ところが実際には、人の労働力を駆使して労働集約的に働いているような企業では、いきなり生産性の向上といったところで、そもそも機械を使うことができないところも沢山あるので、一律に同じような形態で進めようとしても難しいことを申し上げたいです。

○三村会長

それについては、ここでの議論がどうというよりも、国の中で様々な意見に基づいて、非常に細かい検討が行われていると思うのですが、それとはまた別に、県としてのきめ細かい対策を考えてもいいのではないかと思います。坂倉委員からのご指摘については以上でよろしいでしょうか。

○坂倉委員

はい、大丈夫です。

○三村会長

それでは、先ほど何名かの委員の方からご指摘ありましたが、社会情勢や経済状況の変化も鑑みて、計画期間が7年間というのは長すぎる、そうすると期間の中程で見直しが必要ではないかとの話について、事務局からご回答をお願いいたします。

○事務局（中小企業支援課）

資料1-3で数値目標その他計画期間の考え方等について記載をしておりますが、改めて説明させていただきます。まず、現行計画の中では「開業率」と「黒字企業の割合」の2つの数値目標を設定しています。

そのうちの1つが、「2025年度までに事業承継の支援などにより開業率を10%にする」という目標です。この目標について、2017年度には数値が7.1%まで来ているところですが、まだ最終目標である10%には到達しておらず、そういう意味において、引き続き、2025年度までに開業率を10%にする目標を堅持していきたい、そのためには計画期間が7年間必要になる、との考えです。

また、もう1つが「2020年度までに黒字企業の割合を50%にする」という目標ですが、こちらについても、2016年度までに32.7%という状況までは来ていますが、最終目標の50%にはまだ到達していません。そこで、引き続き数値を確認しながら、最終目標である2020年度までは同様の数値で進めたいと考えております。

また、2020年度の開業率および黒字企業の割合が出るのはその2年後の2022年になるので、計画の数値等の確認・改定は2022年度に行いたいと思います。また、これによって計画の他の部分も影響を受けることが想定されますので、その時点で改めて目標等の設定をさせていただければと思います。

こういったことから、計画全体の期間は7年間ですが、基本的には2022年度に改めて目標設定の確認を行うことを考えております。

○三村会長

ありがとうございました。それでは、今説明のあった計画期間について、中長期的には7年間ですが、2022年度に再検討をさせていただくとのことですか。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

ありがとうございました。それでは最後に委員の皆様からご意見・ご質問をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

星野委員どうぞ。

○星野委員

こういった施策資料は、確定した数値で表現しないといけないという事情は分かりますが、各施策目標値について、今現在どういう数値になっているかの詳細を県の方できちんと公表した方がいいのではと思いました。

○三村会長

ありがとうございました。県の方も数値の公表については気にされていると思うので、そういう要望があるとのことではよろしいでしょうか。

○星野委員

はい。

○三村会長

他にございますでしょうか。
森委員どうぞ。

○森委員

はい。この計画を見ていて、大柱3と6は親和性が高いと思っています。というのも、ある業界・業種において就労環境が厳しいために、日本の人材の確保が難しくなっているとの話があり、しっかりとした休暇の取得等を実現するために、IoTを導入する開発支援をしております。現在企業様に導入してもらっていますが、ソフトの場合、現場への定着がなかなか難しい問題が起きています。資料1-2の34、35ページの中柱4にもあるように、IoT、特にロボットなどの場合は大変分かりやすく、最近で言うと例えば中華料理店で、チャーハンなどを作ってくれるロボットがいて、そういったものは人手の削減につながり、効果が高く、生産性の向上の成果が分かりやすいですが、これがソフトに関しては、導入しても使っていただかなければ、引き続き支援をしなければ効果が現れないように感じています。大柱3の中柱4の内容を突き詰めていくと、最終的には働き方改革のところも含めて見えてくると思います。

今回の計画期間は7年間とのこと、非常に長いので、その途中途中で相談件数や支援件数

などから、より深く効果を見ていくことが必要なのではないかと思います。同様の意見は、以前から委員の皆さんからあったかと思いますが、改めて、導入後の効果を検証することが必要だと感じました。そうすることで、全体の施策との整合性を図っていくことが出来ると思います。

○三村会長

ありがとうございました。

今のことにつきまして、施策振興・推進をしていく中での効果検証というのは当然あることだと思いますし、施策間の関連性ということで、特に ICT と働き方改革について挙げていただきましたが、その辺りも考慮して進めていただくとのことで、よろしいでしょうか。

○森委員

はい。

○三村会長

はい、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、全体的にご意見いただきましたが、本日、県の方から改定案について諮問をいただいております。本日の資料について大きく修正するところはないと思いますが、複数の委員から、大柱6について、もう少し丁寧に説明する必要があるのではないかとのご意見がありましたので、働き方改革について、もちろん県の方でも方針があるとは思いますが、もう少し書き込んでいただければと思います。

それから、現在まだ施行されていない法律について、計画の中で言及するかどうかの話もありました。

計画期間に関しては、中間段階での見直しについて事務局から説明がありましたが、計画中にこの説明を盛り込めればと思いました。

以上のことから、まずは県の方で今日出たご意見を基に、大きく考えを変える必要はありませんが、少し説明や表現の仕方を変えることについてご検討いただきたいと思います。それを前提として、2月中に改めて委員の皆様にご提示したいと思います。それを見ていただき、改めてご回答いただくことにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

ありがとうございます。それでは最終的な改定案は事務局と私の方で確認をさせていただき、事務局から皆様にお示しする形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

はい、ありがとうございました。

審議事項は以上でございます。次に4報告事項についてということで、事務局の方から報告事項の説明をお願いいたします。

4 報告事項

- (1) 企業経営の未病改善の取組について
- (2) 働き方改革の手引について

○事務局（中小企業支援課）

（事務局より、報告事項(1)から(2)について、資料2から資料3を用いて説明）

○三村会長

それでは、今の報告に関しまして皆様からご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして県の方から情報提供がありますので、お願いいたします。

5 県からの情報提供

- ・ 中小企業・小規模企業を応援します！－企業を応援する表彰・認定制度等のご案内－
（中小企業支援課）
- ・ 平成31年度4月開講 専門人材育成コースチラシ（産業人材課）

○事務局（中小企業支援課及び産業人材課）

（事務局より、配布資料を説明）

○三村会長

はい、ありがとうございました。先ほど佐々委員から、魅力的な県内企業の紹介／情報発信をするシステムについてご提案がありましたが、今情報提供いただいた、「中小企業・小規模企業を応援します！－企業を応援する表彰・認定制度等のご案内－」の冊子に掲載されている施策の中で、それに活用できそうなものはございますか。

○事務局（中小企業支援課）

はい。今情報提供をさせていただいた冊子の中で、一番活用できそうな施策は、5ページに記載のある「がんばる中小企業発信事業」です。これは自薦・他薦を問わない制度で、企業から、こういった工夫を通して経常利益を上げたとしてもらい、それを県が認定します。

認定をするにあたっては、中小企業・小規模企業は自ら情報発信をすることが難しいといった背景を考慮し、県の方で、県のたよりや新聞に企業の取組を掲載します。今年度は1月25日に読売新聞の神奈川版にカラーで企業の取組を掲載しました。

他にも、テクニカルショウヨコハマで企業の方に集まっておいて交流会を開催し、企業の取組をご説明いただくなど、出来るだけ取組を知っていただくような機会を設けています。

また、企業のPR動画を作成し、youtube等の動画配信サイトで閲覧出来るようにしたり、2月4日から10日までの期間に、横浜駅の相鉄側通路のデジタルサイネージに一日中放映したりすることで、企業の取組を県民の皆様にご覧いただくこともしております。企業の取組を知っていただくことにとどまらず、その取組を県内企業にビジネスモデルとしてもらい、そうすることで経常利益を上げていただく。そうして県内中小企業全体の活性化、イメージアップに寄与したいと考えております。さらには、企業のイメージアップを図り、これは就職者本人のみならず親御さんも含め、県内企業に対する認識のイメージアップを図るという意味ですが、最終的には企業への就職希望者を増やすといったことも考えております。

この事業は昨年度始まったばかりの取組ですが、徐々に認定企業を増やして行って、企業の

PRに努めていきたいと考えております。そうして、県内中小企業・小規模企業の人材確保の課題解決に少しでも貢献できればと思っております。

○三村会長

はい、ありがとうございました。その他質問等よろしいでしょうか。
高橋委員どうぞ。

○高橋委員

はい。全体の施策に関係することではないのですが、今ご説明いただいた「中小企業・小規模企業を応援します！－企業を応援する表彰・認定制度等のご案内－」の冊子中に、表彰を受けると「楯が交付され」とありますが、この楯の素材に、真鶴町の地域産業資源である小松石を使用されているとのことですね。資料1－2の42ページの【主な取組】①のところでも、小松石で作られた楯の画像がありますが、馴染みのない方はこの画像だけ見ても、これが優良工場表彰の楯であることや、これが地域産業資源に関する取組であることについて分からないと思うので、補足をしてあげるといいのではないかと思います。そうすることで、制度のPRにも、地域産業資源に関する取組のPRにもなるかと思えます。

○事務局（中小企業支援課）

はい、キャプションを含めた画像の見せ方について工夫させていただくようにします。

○三村会長

他によろしいでしょうか。
はい、それでは本日の議事は以上でございます。それでは事務局にお返しします。

○事務局（中小企業支援課）

本日はお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございました。

最終的な計画の改定案については、三村会長へご報告させていただきますので、よろしくお願いたします。それを受け、4月以降、新たな計画を施行していきたいと考えております。

次回の審議会でございますが、現段階では、このメンバーによる最後の審議会として、5月中旬から下旬に開催を予定しております。実績等の報告も含め、現行計画の最終評価をいただければと思っております。日程調整につきましては、後日またメール等で皆様のご予定が合うところを照会いたしますので、ぜひご協力いただければと思います。

それではこれで、平成30年度第3回神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。